

山梨県水産技術センター便り

国内最大の国際見本市に「富士の介」出展

(主任研究員 三浦 正之)

令和2年9月30日～10月2日、(一社)大日本水産会が主催する国内最大の水産物の国際見本市「第22回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」(以下、シーフードショー)が東京都江東区の東京ビッグサイトで開催され、山梨県として「富士の介」出展を行いましたので報告させていただきたいと思います。

例年シーフードショーには、国内外の水産関連業界からの多数の出展と、多くの水産関係者や水産食品バイヤーなどの来場があります。昨年は8月に開催されましたが、800社以上の出展とともに3万人を超える来場があり、この時山梨県としても初めて「富士の介」の出展を行いました。まだ流通開始前の段階でしたので、商談というよりもまずは知名度向上ということに主眼をおきPRが実施されました。

今年のシーフードショーは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、大規模イベントの開催も制限される状況で、「コロナに負けない水産業」に取り組むことを趣旨として、万全の衛生対策のもと、規模縮小の中での開催となりました。

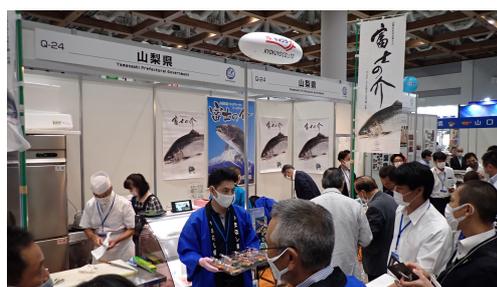
山梨県としては、昨年に引き続き2回目となる「富士の介」の出展を行いました。本県のブースに来ていただいた方には、試食として「富士の介」のお刺身を提供するとともに、担当者から次に挙げる「富士の介」の特徴を説明しPRを行いました。

「富士の介」の特徴は、①国内のスペシャル・トラウト、ご当地サーモンの中で数少ない異種間交配魚のひとつであること。さらに、希少性が高いキングサーモンを交配に用いており、山梨県でしか養殖されていない魚であること、②サケ・マス類の中で

高級とされるキングサーモンの優れた肉質を引き継いでおり、肉質分析や官能評価(味覚の試験に合格した者のみで行われる食味試験)でも優れた結果が得られていること、③山梨の名水かけ流しで飼育されていることなどがあり、消費者にわかりやすいPRポイントを挙げることができます。

試食を行った方へのアンケートの総合評価では、美味しい、まあまあ美味しい、普通、あまり美味しくない、美味しくないの5段階で95%以上の方が美味しい、まあまあ美味しいと回答するなど(うち、美味しいは70%、回答者総数283名)、高い評価が得られました。

また「富士の介」は昨年10月から流通が始まっており、今回は流通開始後初の出展ということで、より具体的な取り扱いや流通に関する情報交換が行われるなど、今後の「富士の介」の販売拡大につながる有意義な出展となりました。



「富士の介」出展ブースの様子

琴川ダムにおけるコクチバス駆除の取り組み

(研究員 谷沢 弘将)

センター便り No.68、69 号でもお知らせしてきたとおり、令和元年6月に琴川ダム湖においてコクチバスの繁殖が確認され、更なる拡大を防ぐため様々な対策を実施してきました。

特に、内水面漁場管理委員会では、琴川ダム湖においてコクチバスの釣りを禁止する委員会指示を発令し、拡大を予防する対策を講じました。また、県は啓発と駆除の両軸で対策を行い、啓発については、関係者を集めた巡回パトロール、研修会を実施しました。

一方、駆除や調査等については、コクチバス確認当初より当センターが主体となって実施してきましたが、令和2年度からは『コクチバス被害拡大防止対策事業』を新たに始め、県漁連、峡東漁協、水産技術センターが連携し、延べ約200人が60日以上を費やして更に強力な駆除を実施していますので、今回はその内容についてお知らせします。

駆除は、刺網、水中銃、釣り、産卵床破壊を行い5月から10月にかけて、600匹以上のコクチバスを駆除しました。昨年度より更に強い駆除圧をかけたことにより、大型の個体は少なくなり、大多数が20cm以下の小型魚になってきています。

また産卵床の数は昨年度の15ヶ所から7ヶ所に減り、多くの産卵を防ぐことができました。

しかし、秋の潜水調査では、湖内に小型のコクチバスが相当数目視されているため、楽観視できない状況にあります。この事業は3年間実施し、今後も関係者による積極的な駆除を推進するため、当所では効果的な駆除技術を開発していきます。

コクチバスなどの特定外来生物は一度侵入を許してしまうと、元に戻すためには非常に多くの労力がかかります。また、労力を要しても完全駆除できた事例は全国的にも本栖湖、栃木県の中禅寺湖など数例しかありません。

特定外来生物の密放流は法律により禁止されていますが、残念ながら、違反者による密放流は実際に起こってしまっている現状があります。関係者、特に各漁協の皆様におかれましては、これ以上新たな場所に密放流されないよう、更なる監視や啓発の強化をお願いいたします



刺網駆除の実施風景、刺網を回収したところ、矢印が魚。雨にも負けずに実施。



8月21日に刺網において捕獲されたコクチバス。20cm以下の小型魚が多い。



22cmのコクチバスの胃の中から、11cmのマス類と思われる魚が出現。

今年のカワウ一斉追い払い結果

(主任研究員 加地 弘一)

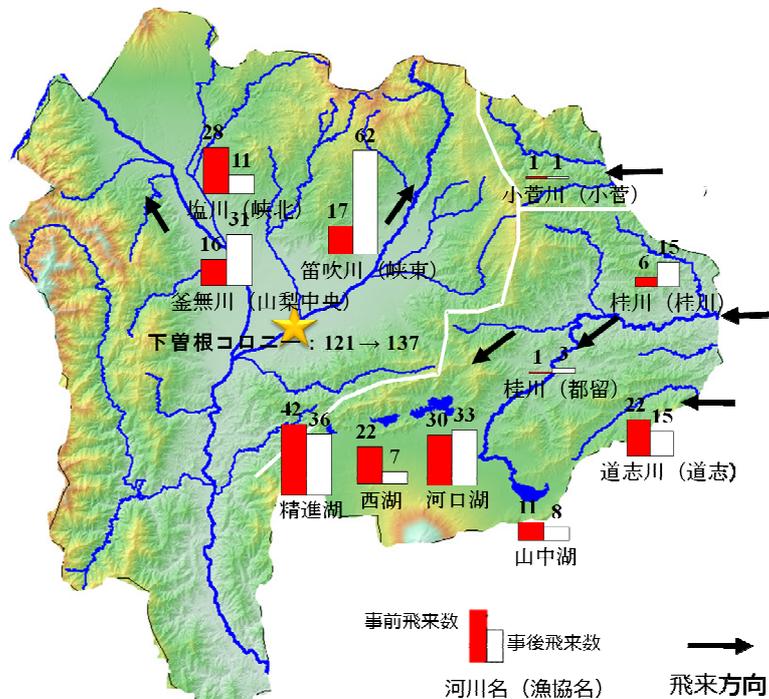
カワウ一斉追い払いは、アユの放流が最盛期を迎える5月に、県内全体で同じタイミングで対策を行うことにより、流域全体での飛来数を減らし解禁までの放流アユの歩留まりを高めることを目的に毎年実施しています。

今年度の一斉追い払いは5月8日から5月17日の10日間実施し、11漁協から延べ464人の方が参加しました。対策として最も多く行われたのが早朝のロケット花火で、参加したすべての漁協で述べ376人の方が実施しました。また、5漁協が防鳥テープやテグスなどの防鳥グッズを79箇所、2漁協がかかしを30体設置し、銃器による捕獲を2漁協で延べ88人が実施しました。その他、一斗缶による追い払いや、湖沼ではモーターボートによる追い払いも実施されました。

各漁協の定点のカワウ通過数は、一斉追い払い前(5月7日)が196羽、一斉追い払い後(5月18日)が222羽で、若干増加しました。通過するカワウの数が減少しなかったことは残念ですが、各漁協が重要と考えている漁場への飛来を一斉に防除した効果は非常に大きいものと考えられます。ただ、ほとんどの漁協が従前と同様の対策を行っており、カワウが対策に慣れていているとの意見もありました。今後は新たな対策の実施や、複数の対策を組み合わせるなどの工夫も必要です。

このような対策は地道で多大な労力が必要ですが、これらの活動により放流アユの減少を防ぐことができ、遊漁者数の増加と漁協経営の安定化に貢献します。カワウ対策は継続した実施が重要ですので、今後も引き続き取り組みの継続をお願いします。

水産技術センターでも皆様の対策に対する技術的支援の他、繁殖抑制作業の支援、新規のねぐら発見やその除去を継続して行っています。



一斉追い払い前後のカワウ飛来数

カワウのコロニーが移動

(主任研究員 加地 弘一)

ご承知の方も多いと思いますが、山梨県では第3期山梨県カワウ管理指針(平成29年3月策定)に基づき、カワウによる漁業被害を抑制するためにカワウの個体群管理を行っています。個体数管理は、国中地域のカワウのねぐら・コロニーを甲府市下曽根地先(下曽根コロニー)1か所に封じ込め、繁殖抑制(雛をふ化させない作業)を行うことで個体数を一定レベルに抑え込む手法で行っています。対策の肝は、カワウのねぐら・コロニーを1か所に封じ込めることで、これにより確実に個体数が管理できています。

そのために、関係団体が協力して目を光らせて、ねぐら・コロニーが拡散しないようパトロールを行い、新たなねぐら・コロニーを発見した場合は早急に対策を実施して、下曽根コロニーに戻しています。

そんな中、令和2年3月に、下曽根コロニーから約1km下流の畜産酪農技術センター敷地内をカワウがねぐらにしていることが確認されました。水産技術センターではすぐに対策を実施しましたが、今シーズンの繁殖期は下曽根コロニーに戻すことができませんでした。下曽根コロニーはねぐらとして維持されていましたが、今シーズンは1ペアも繁殖を行わず、繁殖はすべて畜産酪農技術センターで行いました。

現在、カワウはほぼ全数が下曽根コロニーに戻っています。しかし、一度繁殖に成功したカワウは来シーズンも畜産酪農技術センター内で繁殖を行う可能性が高いと考えられます。来シーズンも畜産酪農技術センターにカワウが確認された場合は、対策を行って下曽根コロニーに戻す予定ですが、これらの対策により繁殖地が拡散する恐れもあります。みなさんも監視を強化していただき、新規のねぐらやコロニーを発見した場合は水産技術センターまでご連絡いただけますようお願いいたします。

コイヘルペスウイルス病に注意

(主任研究員 名倉 盾)

近年、コイヘルペスウイルス病は散発的に発生が見られたものの、発生数は少ない状況でした。ところが、令和2年度に入って、すでに3件の陽性を診断しています。個人池や自然河川湖沼、釣り堀での発生ですが、原因は分かっていません。コイ関係の養殖業者の皆さんは飼育設備の確認を再度お願いするとともに、漁協の皆様も漁場内のコイに斃死がないか注意してください。気になることがあれば水産技術センターまでご一報お願いします。

ふんばろう!やまなし 水産漁業者相談窓口

新型コロナウイルスの影響を受けた水産漁業者の経営や資金繰り等に関する相談を承ります。まずは、電話でご相談ください。当所のホームページにも案内がありますのでご覧ください。

<主な支援メニュー>

■ 持続化給付金

売上が前年同月比で50%以上減少した事業者を対象に、法人200万円、個人100万円が支給される給付金です。

△ 持続化給付金を装った詐欺にご注意ください。

■ 農林漁業セーフティネット資金

当初5年間実質無利子、実質無担保・無保証人等の特例措置が受けられる資金です。

令和2年11月27日発行

本 所

〒400-0121 甲斐市牛匂497
TEL 055-277-4758 FAX 055-277-3049
E-mail: suisan-gjt@pref.yamanashi.lg.jp
ホームページURL:

<https://www.pref.yamanashi.jp/suisan-gjt/>

支 所

〒401-0511 南都留郡忍野村忍草3098-1
TEL 0555-84-2029 FAX 0555-84-3707
E-mail: suisan-osn@pref.yamanashi.lg.jp